

農業委員の推薦及び応募の手続きについて

黒潮町では、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律 88 号）に基づき、農業委員会の委員（以下「委員」という）の任期が平成 31 年 3 月 31 日で満了することから、新たに委員を任命するため、候補者の推薦を求めるとともに、委員になろうとする人を募集します。

なお、受付後は黒潮町農業委員候補者評価委員会により審査が行われ、町長が議会の同意を得て、委員を任命します。

1 委員の要件

委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる人とする。ただし、次の(1)(2)のいずれかに該当する人は委員になることができません。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

2 委員の定数 14 人

(内訳) 農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない人 1 人

上記以外の人 13 人

※新たな委員の任命には、認定農業者（認定農業者である法人の業務を執行する役員又は農林水産省で定める使用人を含む）が農業委員の過半数を占めることが必要であるため、認定農業者の積極的な推薦及び応募をお願いします。

3 委員の任期

平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで（3 年間）

4 委員報酬（毎月支払い）

月額 23,400 円 ただし、会長 33,500 円

5 委員の候補者になるための手続（(1)又は(2)のいずれか）

(1) 推薦

① 農業者等からの推薦

農業者等 3 人以上が連名し、当該農業者等の代表者が農業委員会委員候補者推薦書（様式第 1 号）にその資格審査に関する同意書（様式第 2 号）を添付し提出してください。

② 農業団体等からの推薦

当該農業団体等の代表者が農業委員会委員候補者推薦書（様式第 3 号）にその資格審査に関する同意書（様式第 2 号）を添付し提出してください。

(2) 応募

① 自ら委員に応募

農業委員会委員候補者応募申込書（様式第 4 号）にその資格審査に関する同意書（様式第 2 号）を添付し提出してください。

※推薦及び応募に係る書類は、返却しませんのでご了承ください。

（裏面をご覧ください）

6 推薦及び応募の受付

期間 : 平成 31 年 1 月 7 日 (月) ~平成 31 年 2 月 6 日 (水)
(ただし、役場閉庁日を除きます。)

時間 : 午前 8 時 30 分~午後 5 時 15 分

場所 : 黒潮町役場本庁農業振興課内農業委員会事務局及び佐賀支所海洋森林課

7 受付から委員任命までの流れ

平成 31 年 2 月 6 日・推薦及び応募の受付終了

2 月中旬・黒潮町農業委員候補者評価委員会が候補者を審査

〃 ・黒潮町農業委員候補者評価委員会が町長に審査結果を報告

3 月上旬・町長が町議会に人事議案を提出

〃 ・町議会が農業委員人事議案を審議

3 月下旬・町議会の同意があった候補者について、町長が農業委員を決定し、
決定した結果を該当者に連絡 (委員に選ばれなかった人にも連絡
します。)

4 月 1 日・町長が農業委員を任命

8 その他

- ・農業委員の選考については、農業委員会等に関する法律第 8 条の各号 (認定農業者・非利害関係人・女性、若者等) の規定に基づいた選考を行いますので、推薦され候補者となっても選考されない場合もあります。
- ・同一の方が、農業委員と農地利用最適化推進委員の双方に推薦を受けること、または応募することはできますが、双方の委員を兼ねることはできません。
- ・法令の定めにより、受付期間の中間及び終了後に、黒潮町ホームページで提出された推薦または応募に係る書類に記載されている内容を公表しますので、あらかじめご了承ください。なお、住所及び連絡先は公表いたしません。

9 問い合わせ先

黒潮町農業委員会事務局 所在 : 黒潮町入野 5893 黒潮町役場本庁農業振興課内
電話 : 0880-43-1888 (直通)